

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【公表番号】特表2013-514399(P2013-514399A)

【公表日】平成25年4月25日(2013.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2013-020

【出願番号】特願2012-543683(P2012-543683)

【国際特許分類】

| | | |
|--------|--------|-----------|
| C 08 L | 21/00 | (2006.01) |
| C 08 L | 7/00 | (2006.01) |
| C 08 L | 9/00 | (2006.01) |
| C 08 L | 91/00 | (2006.01) |
| C 08 K | 5/01 | (2006.01) |
| C 08 K | 3/04 | (2006.01) |
| C 08 K | 3/30 | (2006.01) |
| C 08 L | 101/14 | (2006.01) |
| B 60 C | 1/00 | (2006.01) |
| B 60 C | 11/14 | (2006.01) |

【F I】

| | | |
|--------|--------|---|
| C 08 L | 21/00 | |
| C 08 L | 7/00 | |
| C 08 L | 9/00 | |
| C 08 L | 91/00 | |
| C 08 K | 5/01 | |
| C 08 K | 3/04 | |
| C 08 K | 3/30 | |
| C 08 L | 101/14 | |
| B 60 C | 1/00 | A |
| B 60 C | 11/14 | A |

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月16日(2013.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ジエンエラストマー、30phrを超える液体可塑剤、50から150phrの間の強化用フィラーを少なくとも含むゴム組成物がそのトレッドに含まれるタイヤであって、前記組成物が、水溶性微粒子からなる2から50phrの間の粉末、及び2から50phrの間の水溶性短纖維をさらに含むことを特徴とするタイヤ。

【請求項2】

ジエンエラストマーが、天然ゴム、合成ポリイソブレン、ポリブタジエン、ブタジエンコポリマー、イソブレンコポリマー、及びこれらのエラストマーの混合物からなる群から選択される、請求項1に記載のタイヤ。

【請求項3】

前記組成物が、50～100phrの天然ゴム又は合成ポリイソブレンを含む、請求項

2に記載のタイヤ。

【請求項4】

前記組成物が、90%を超えるシス-1,4結合含有量を有するポリブタジエンを50~100phr含む、請求項2に記載のタイヤ。

【請求項5】

液体可塑剤の含有量が40phrを超える、請求項1から4のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項6】

液体可塑剤が、ナフテン油、パラフィン油、MES油、TDAE油、鉱油、植物油、エーテル可塑剤、エステル可塑剤、ホスフェート可塑剤、スルホネート可塑剤、及びこれらの化合物の混合物からなる群から選択される、請求項1から5のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項7】

全強化用フィラーの含有量が、60から120の間である、請求項1から6のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項8】

水溶性微粒子が金属塩の微粒子である、請求項1から7のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項9】

金属塩が、塩化物、炭酸塩、硫酸塩及びこのような塩の混合物からなる群から選択される、請求項8に記載のタイヤ。

【請求項10】

金属塩の金属が、アルカリ金属又はアルカリ土類金属である、請求項8又は9に記載のタイヤ。

【請求項11】

水溶性微粒子が硫酸マグネシウム微粒子である、請求項10に記載のタイヤ。

【請求項12】

微粒子が、2から500μmの間の中間値サイズ(質量による)を有する、請求項1から11のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項13】

水溶性纖維が、ポリビニルアルコール(PVA)纖維、セルロース纖維、多糖纖維、及びこのような纖維の混合物からなる群から選択される、請求項1から12のいずれか1項に記載のタイヤ。

【請求項14】

水溶性纖維がPVA纖維である、請求項13に記載のタイヤ。

【請求項15】

水溶性纖維が、1mmを超え30mm未満の長さを有する、請求項1から14のいずれか1項に記載のタイヤ。